

「生産による失敗(ロス)あるいは品質不良となった原材料の検査を行う民間人を招請する件」

2003年

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

投資奨励委員会事務局 告示

P - 4 / 2546 年(2003 年)(仮訳)

件名 生産による失敗(ロス)あるいは品質不良となった原材料の検査を行う民間人を招請する件

被奨励者へのサービス能力の向上のために、仏暦 2540 年 投資奨励法第 13 条による権限により、投資奨励委員会事務局は、告示を發布し広く知らしめるものとする。以下による。

1. 仏暦 2535 年(1992 年)9 月 14 日付け、投資奨励委員会事務局告示 第 20 号 / 2535、仏暦 2535 年(1992 年)9 月 14 日付け、投資奨励委員会事務局告示 第 21 号 / 2535、仏暦 2544 年(2001 年)5 月 22 日付け、投資奨励委員会事務局告示 P - 3 号 / 2544 を廃止する。
2. 事務局は、民間人をして、生産によるロスを生じた原材料に関して、検査および保証書を発行する業務、あるいは、品質を喪失したことを事務局に許可検討することを報告する業務実施を、支援させる許可を検討する。
3. 許可を申請する者は、以下の資格を持たなくてはならない。
 - 3.1 材の品質数量を検査する事業営む法人でなくてはならず、2 年以上の経験を有すること。
 - 3.2 International Federation of Inspection Agency(IFIA)のメンバーあるいはメンバーたる者の系列にある、あるいは、保証体系をもった国家委員会の資格を受けた者、あるいは国際的な許可を受けた公的機関である。
 - 3.3 外国からの法人の場合には、商務省事業発展局からの事業従事のための許可書を受けなくてはならない。
4. 選抜の検討を得た者は、事務局が定めたフォームに従い、代表者として契約書に署名しなくてはならない。
5. 事務局は、選抜の検討をへ、許可を得た者の名前の一覧を告示し、その度ごとに、官報にて知らしめる。
6. 関心ある者には、事務局に対して、第 3 項による証拠物とともに要望を提出させるものとする。
7. 許可を受けている者は、事務局従前の代行者(代表者)となし、以後事業実施の権利を持たせるが、事務局の代行者たること申請する要望を提出しなくてはならず、また、仏暦 2546 年 5 月 30 日以内に、この布告により代理者たることを定める契約に署名しなくてはならない。

告示日 仏暦 2546 年(2003 年)3 月 21 日

署名 ソンボン・ワナパー

投資委員長官

この翻訳は、告示日 2003 年 3 月 21 日付の投資委員会事務局告示 P-5 / 仏暦 2546 年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。